

東京都が指定する特定緊急輸送道路の位置付けについて

東大和市耐震改修促進計画において、通行障害建築物となる組積造の塀の耐震化を図るため、東京都が指定する特定緊急輸送道路を社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ－１６－（１２）－①住宅・建築物耐震改修事業の１．２ 十一における「避難路」として位置付ける。